

岩崎子組長は、本総務課同族関係課
 長一平海の退任を核中、大隈府方御
 通勅を山比事次印、念の符奉た印
 細迫兼光等、一帯御船部、結果ナリ
 ナシ、此際前記三名を帰隊せしむる後、因
 島組長一龍の権々に金政米志山内
 録、右両名を聘し、再び相傳、一衛ニ當ル
 へ、西業中ナリ

記

八月の付、山内岩崎証明郵便三、内通急ニナリ、
 シタ事柄ハ、破リニ持、見、シタシタ、若シ者下
 ノ即意去リ、能ハ事、カ出、来、ヌ、ト、ス、レ、ハ
 遺恨ナカウ、之、情、ヲ、諒、取、セ、ル、ニ、ヌ、リ、政、亦、ハ、ナ、ク
 一思、ヒ、ヌ、ム、之、後、後、業、員、一、同、ニ、内、治、シ、タ、シ、タ
 且、ウ、七、月、廿、九、日、後、シ、シ、タ、シ、タ、別、物
 是、指、ケ、テ、通、リ、有、控、テ、ス、ナ、ク、以、際、上、度、中
 熟、方、有、テ、審、査、其、而、法、ハ、ウ、能、シ、控、ケ、テ、市、承
 議、ヲ、取、ヒ、ヌ、ス

